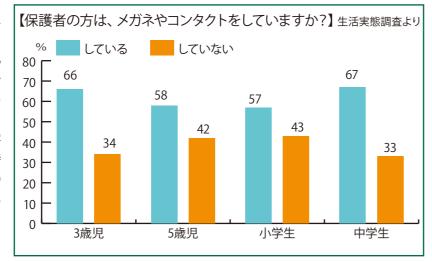
■近視の進行の速さには、遺伝要因と環境要因が影響します。

近視の進行の速さには、遺伝要因と 環境要因の両方が影響しています。

両親とも近視の子どもは、両親とも に近視でない子どもに比べて、7~ 8倍近視になりやすいことが分かっ ています。

環境因子については、読書や書字 の際に正しい姿勢をとること、晴天時 に屋外活動をすることなどが、近視の 進行を遅らせるうえで有効と考えら れています。



■IT眼症って何?

視力障害には、近視の他に遠視や心因性の視力障害などがあります。 また最近では、「IT眼症」のお子さんも増えています。

「 | T眼症 |とは、テレビ・テレビゲーム・パソコンなどを含む情報機器を長時間あるいは不適切に使用する ことによって生じる目の病気、およびその状態が誘因となって発症する全身症状です。

こんな仕草がみられたり、お子さんが訴えたりしていませんか?

- 口何度注意してもテレビに近づいて見る
- □目を細めたり、眉間を狭めたりして見る
- 口まぶしいと言う
- □本の行を飛ばしたり、同じ行を繰り返した
- りして読む
- □頭痛を訴える
- □首や肩がこると言う
- □まばたきが少ない

- □本などを目に近づけて読む
- □頭を傾けたり、横にして物を見る
- 口片目で物を見る
- □ぼやけて見えるという
- □目が充血している
- □こめかみを痛がる



このような症状が見られたり、訴えたりする場合は、早めに眼科を受診しましょう!

■「すきま時間」に調節訓練しませんか?

目の筋肉は、緊張が続くと上手にリラックスすることができなくなります。 改善する方法として、筋肉をほぐす調節訓練があります。

授業と授業の間の休み時間や、夜寝る前などの「すきま時間」に1日2回程度、調節訓練をしましょう。

☆調節訓練の方法

5m以上遠方にある目標物を決めて、約3分間両目で見続けます。 ぼんやりと眺めるような感じで行うと良いでしょう。

原っ子保健だより

平成26年3月 原つ子保健委員会

原っ子保健委員会では、

一一大切にしよう

をテーマに活動しています。

10月10日の「目の愛護デー」にちなみ、毎月10日を「目の日」とし、 有線放送で目の愛護について呼びかけています。

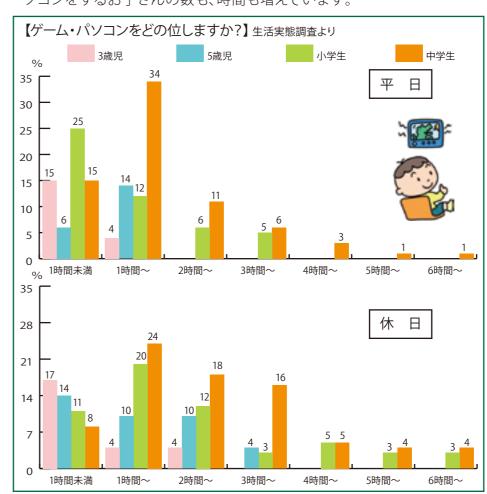
皆さんも、この機会に目の健康について考えてみませんか。

■視力低下の原因の一つに、ゲーム・パソコンが考えられます。

人間が持つ感覚には、視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚があり、80%~ 90%は視覚から情報を得ています。それだけ目は、毎日ハードに働 いています。

また、目は起きている間はずっと休まずに働き続けています。目に負 担がかかり過ぎるような使い方を続けていると、今はよく見えていて も、視力が下がってしまうかもしれません。

6月に実施した生活実態調査では、ゲームやパソコンをする時間 が、平日では1~3時間のお子さんが多いですが、休日にはゲームやパ ソコンをするお子さんの数も、時間も増えています。



もくじ

■原っ子保健だより	2-
■樅の木荘アンケート調査結果	4-
■公共施設の使用料等改正	6-
■春のさわやか体操	
■有害鳥獣駆除	
■村づくり通信	
■くらしの情報	10-1
■行政情報	14-1
■保健・福祉の掲示板	1
■くらしのガイド	1
■はらむらとぴっくす	18-1
■13年ぶりの記録的な大雪!	2



●表紙写真/「大雪から4日ぶりの登校」

2月14日から15日にかけて降り続いた雪の影 響で、2月17日と18日に小中学校が臨時休校と なりました。

2月19日には、土日を含め4日ぶりに小中学生 が学校へ登校しました。児童らは、地域の皆さ んや学校の先生方等の協力により除雪された 通学路を通り、元気に学校へ向かっていまし

人の動き

· 人口	7,856人	(-21)
	0.000.1	(0)

3,909人 (-9) 3,947人 (-12)

·世帯数 3.025世帯 (-15)

· 転入 7

21 ・転出 ・出生 4

・死亡 11

> 平成26年2月末現在。 ()内は前月比。

(1) 新築した方がよい

無回答

計

(2) 改築・改修した方がよい

(3) どのような方法でもよい

ので存続した方がよい

②【1】-a 必要がある場合の新築や改修の方法について

回答数

105

17

196

7

325

構成比

32.3%

5.2%

60.3%

2.2%

100.0%

koho HARA

す 調

交の場として、ご利用いただい事や忘新年会などの交流・社間、原村を訪れる観光客をお間、原村を訪れる観光客をお間、原村を訪れる観光客をおり、住民の皆さんには、法明和下、機の木荘と標記)は、昭和下、機の木荘と標記)は、昭和 てきました

一様の木荘は、鉄骨2階建ての建物ですが、「建築物の村農 できない状況となっています。 できない状況となっています。 できない状況となっています。 また、客室にはトイレなどがなく、2階の客室への階段も急なため、建物のレイアウトなどがなく、2階の客室への階段も急なため、建物のレイアウトなどが現代社会のニーズにそぐわないものとなっています。 このため、建物のレイアウトなどが現代社会のニーズにそぐわないものとなっています。 さんからご意見をお聞きし、さんからご意見をお聞きし、計画に反映させていくために



0 0人にのぼる住民の皆 ト調査を実施しまし

沢山の熱い思考えをご記る ました。 対する考えを知ることができ き、住民の皆さんの樅の木荘に沢山の熱い思いを記入いただ 変貴重なものでした。自 さんからいただいた回答は、 いただく欄には、

のアンケ

ト調査方法

調査の方法

感謝申し上 だきました皆さんには、心よりお忙しいところ、ご回答いた うございま げます。ありがと

郵送しました。

0

0名を選び

の方から、無作為抽出で1,0原村に住所を有する18歳以上平成25年11月1日現在で、

0上

調査期間

回収率

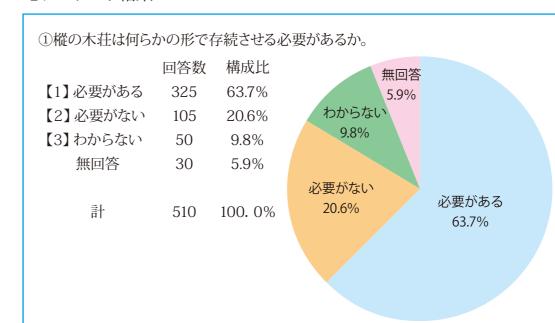
ただきました

平成25年12月 12日 月 31 日 灰

10名の方から回答をい

5 51

原村ホームペ



③【1】-b 必要がある場合の存続する機能について 構成比 回答数 (1) 宴会機能のみ 53 16.3%

(2) 宿泊機能のみ 24 7.4% (3) 宴会、宿泊両方の機能 234 72.0% 無回答 14 4.3%

計 325 100.0%

無回答 4.3% 宴会機能のみ 16.3% 宿泊機能のみ 7.4% 宴会・宿泊両方の機能 72.0%

存続させて頂きたい。(8代以

女性・中新田)

身近な宴会施設として是非

無回答

2.2%

どのような方法でもよい

ので存続したほうがよい

60.3%

新築したほうがよい

32.3%

改修・改築したほうがよい

5.2%

て建築して欲しい。(70代男「道の駅」に近いものを合わせ光施設、宿泊、地元の野菜など 性・その他) 光客を呼び込む為に新たな観 宿泊の部屋にトイレが欲し 。(60代女性・原山)

・普通に取り壊し駐車場はそ

(40代女性・原

けるスペースが欲しい。(3代を希望。会議やイベントが開・もみの湯との機能的な施設 男性・ペンション) い。知人が来たときは紹介し他に無いのであった方がい ている。(70代男性・ 村内に温泉付き宿泊施設が 原

・原村の施設として村民が何 原村ならではの 料理でア

用者には村の特産物を活か設であって欲しい。村外の利度も利用したいと思える施 ある施設

☎7-7929 (直通)

進めていく予定です。 は、 会のご意見をお聞きしながら、

○アンケート結果

がなれる して欲しい。(30代男性・やつ若者でも利用しやすい場所に若のいので ので、

見をいただきました。その

○樅の木荘についての意見

L

()

(60代女性・やつ

243名の皆さんからご意

たような企画をやってみては。などの地元の方々を対象にし・以前やっていたバイキング らいたい。(40代男性・払沢) 原村を盛り上げるべき。村民 で、新しい宿泊施設を建設し 観光施設が少ない原村なの 用しやす い施設にしても

より原村の財政が豊かになる 原村に観光客を呼ぶことに

つの手段と考え、それら観

ール、トレーニングジム、ヨガ・村民の健康の為に、温水プ ていないので不要。(50代男のまま利用する。時代にあっ 性·払沢)

出来ればいいと思う。(30代女(すわっこランドの縮小版)がやエアロビクスのスタジオ等 性・中新田))樅の木荘のあり方について 今後も皆さんや検討委員

原村観光体育施設(テニスコート)

M			
	区分	利用料金	
	シーズン	1日 (午前9時~午後5時) 10),800円
	7月、8月	2時間 3	3,240円
	年間土日祝日	早朝(午前6時~午前8時)、夕方(午後5時以降)2	2,690円
		1日 (午前9時~午後5時) 8	3,640円
3	シーズン外	2時間 2	2,690円
		早朝(午前6時~午前8時)、夕方(午後5時以降)	2,160円

原村レストハウス樅の木荘

区分		料 金		
		シーズン料金	シーズン外料金	
全部使用		用	1日 10,280円	
	2室使用	1	1日 7,190円	
使用料	1室使用	1	1日 4,110円	
入浴料	大人(中学生含む)	1人 500円	もみの湯休日
77/014	小人(小	/学生)	1人 300円	に伴う入浴料
オールウェザー		午前9時~	1日 5,140円	1日 3,080円
テニスニ	コート	午後5時まで	2時間 2,050円	2時間 1,540円
使用料		早朝・夕方	1,540円	1,020円
グラウン	ノド	1日	10,280円	
使用料	午前		5,140円	
区用件		午後	6,170円	
ゲートオ		1日	4,110円	
用具使用料		2時間	1,020円	

自主放送制作番組複製手数料

区分	時間	費用 (1件につき)
ビデオテープ	10分以内	510円
ダビング料	10分を超えて30分以内	1,020円
	30分を超えるもの	2,050円

原村中央高原屋内ゲートボール場

区 分	利用料金
コート1面当たり(2時間)	1,020円

原村中央高原保健休養地管理委託料

区分	管理料
土地のみの管理委託	8,640円
土地及び建物の管理委託	25,920円

原村国民健康保険直営診療所手数料

区分	単位	金額	
介護保険主治医	新規作成	1通	5,400円
意見書 (在宅)	継続作成	1通	4,320円
障害区分認定医	新規作成	1通	5,400円
師意見書 (在宅)	継続作成	1通	4,320円
その他使用料等		村長が	別に定める額

原村広報等広告料

広告媒体	広告料
広報はら	1号 5,140円
原村ホームページ (バナー)	月額 5,140円
ホームページ 「はらむら物語」(バナー)	月額 5,140円

上水道関係

区 分	
加入金	原村給水条例の加入金表 (※1) の額に100分の108を 乗じて得た額
水道料金	原村給水条例の加入金表 (※2) により算定した額に 100分の108を乗じて得た額 (平成26年5月分の料金から適用)

※1、※2については、 建設水道課上下水道係(電話79-7943) へお問い合わせください。

下水道関係(一般料金)

基本料金 (1ヶ月につき) 超過料金 (1㎡につき)			超過料金 (1㎡につ					
使用水量	料金	10㎡を超え 20㎡まで	20㎡を超え 30㎡まで	30㎡を超え 40㎡まで		50㎡を超え 100㎡まで	100㎡を超え 300㎡まで	300㎡超
10㎡まで	1,738.8円	181. 44円	199.8円	205.2円	210.6円	217.08円	232.2円	237.6円

下水道関係(汚水水質使用料)

汚水の濃度/1 t	生物化学的酸素 要求量/1㎡	浮遊物質量/1㎡
300mgを超え400mg以下	6.48円	8.64円
400mgを超え500mg以下	12.96円	17.28円
500mgを超え600mg未満	19.44円	25.92円

一般廃棄物処理手数料

区分	基本料金 (300%まで)	超過料金 (10キズ当たり)
し尿汲取料	3,570円	119円

公共施設の使用料等を改正します

消費税法の改正等に伴い、平成26年4月から公共施設の使用料等を次のとおり改正します。

役場講堂・小中学校体育館、グラウンド使用料

区分	単位	使用料
役場講堂		5,290円
1又物碑主		暖房使用の場合 7,940円
小学校体育館	5時間まで	3,170円
中学校体育館		4,230円
小中学校グラウンド		3,170円

山中小日館

十大公氏 貼				
区分	午 前	午後	夜	
講堂	1,050円	2,110円	3,170円	
2階視聴覚室	530円	740円	1,050円	
2階和室	310円	530円	630円	
1階講義室	310円	530円	630円	
1階料理実習室	530円	740円	1,050円	
R階会議室	310円	530円	630円	
R階実習室	310円	530円	630円	

原村歴史民俗資料館

区分	大人 (高校生を含む)
普通利用料金 (1人1回につき)	510円
団体利用料金(20人以上1人1回につき)	460円

原村社会体育館体育室(団体使用)

	区分			使用料 (1時間あたり) ※1時間未満の端数は、1時間に切り上げ	
ı		アマチュアス	ペポーツ、体育、	一般	410円
ı	全部を使用	レクリエーシ	/ョンに使用する場合	児童·生徒	200円
ı	する場合	る場合 その他の場合 営利を目的とする場合			820円
ı					10,280円
ı	一部を使用	一般	その面積が2分の1、	、又は4分の1	に満たない時の使用料は、全部使用する場合の区分に従い
ı	する場合	児童・生徒	それぞれの2分の1、又は4分の1とする。		
۱	ステージのみ使用する場合			610円	

原村庭球場(村内に居住していない方の利用)

	区 分	使用料	
	午前9時~午後5時	シーズン料金 7月、8月、 年間土日祝日	
		1日 10,800円	1日 8,640円
		2時間 3,240円	2時間 2,690円
	早朝(午前6時~午前8時) 夕方(午後5時以降)	2,690円	2,160円

原村弓振農村広場

区分		料金
	1日	10,280円
グラウンド使用料	午前	5,140円
	午後	6,170円
ゲートボール場使用料	1日	4,110円
7 1小 70% 区内代	2時間	1,020円

原村地域福祉センター(多目的ホール)

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	時間外(午後5時から午後9時まで)
大ホール	2,050円	3,080円	4,110円
中ホール	1,020円	1,540円	2,050円
小ホール	510円	720円	1,020円

参加 無料

電気自動車用の「急速充電

納付金に滞納がないこと村税及び上下水道等、村への

0)

充電ができます-電気自動車の 原村役場で、

で、次の全てりませれ内に申請日まで1年 こを満たすしている方

交付対象

電が可能な自動車で、外部からのなる自動車で、外部からのない。 車

②プラグインハイブリッドを受けた自動車)

による自動車検査証の交付車(道路運送車両法第5条を回転させて走行する自動を回転させて走行する自動がある。

バッテリーに 団電気自動車 ■対象車両

%補助金 ※補助金申請は、1-1台につき5万円 ■補助金額

■申請方法 ■申請方法 ■申請方法 ■申請方法 ■申請方法 ■申請方法 ■申請方法 ■申請方法 ■申請方法 ■申請方法

して走行できるよう、当面の間電気自動車の利用者が安心■利用料金 無料」とします

で、どなたでも無料で利用できた、電気自動車利用時の不安 軽減や電気自動車使用者の観軽減や電気自動車使用者の観 軽減や電気自動車が開いれているため、事前の登録・申請等は不安 と、電気自動車利用時の不安 とないで、どなたでも無料で利用できる。

原村役場庁舎西側設置場所 (ATM裏)

人に対し「原村電気自動車等め、電気自動車を導入する個地球温暖化防止を推進するた地球温暖の負荷の低減を図り

(補助金」を交付

○一一の普及促進に協力できることの一一の普及促進に協力できることの対内に保管場所があることの新規での購入であることの新規での購入であること

電気自動車の購入に

原村エコビ

ツ

ジ推進中

走行時に二酸化炭素を排出

しない電気自動車の普及を促進し

24 時間、3 3 5 日 利用可 能

■利用の制限

■利用の制限

●利用の制限

●利用の制限

●利用の制限

●利用の制限

1

回限

○企業・事業所等に雇用されの事業主及びこれに準ずる者 る、次のいずれかに該当する方村内に2年以上居住してい■交付対象 ○先進的農業者·農業後継者 つくりに活かそうとする者 いる者 村 海外友好都市との交流を村 内の商業・工業・観光業等

1回を限度とよう
一個を限度とよう ■交付条件 中学生(居住要件を除く) 以上の団体で研修成果 (流を除き1人・ムステイ及び

見聞 り を広めませ 事業補助金 h

原 村

国内

画書を総務課村づくり 実施日の1ヶ月以上並申請方法 (役場2階)へご提出くださ画書を総務課村づくり係実施日の1ヶ月以上前に計



つくり通信 総務課村づくり係からのお知らせ 問・申請受付 総務課 村づくり係 電 話 :79-7922(直通) FAX:79-5504 E-Mail :muradukuri@vill.hara.nagano.jp

れ

第ざまし体語を体験しよう 「芽ざまし体操」で日頃あまり動かすことのない筋肉を刺激して、頭とからだを目覚めさせましょう。 体のあちこちのコリの解消やストレス解消の効果を得ることができ、心もからだも軽くなります。

春のさわやか体操教室



小林あかねさん

NSCA認定パーソナルトレーナー、PFAピラティスコーチ、栄養士の資格 を持ち、自らの知識と経験を生かした指導で、教室・イベントなど健康 づくりの指導者として幅広く活躍中。

4月26日(土)

午前9時30分~午前9時45分

午前9時45分

芽ざまし体操 午前9時50分~午前11時30分

社会体育館2階

動きやすい服装・運動靴・飲み物・バスタオル

催 原村・原村地域包括医療推進協議会

※小学2年生以下の方は、保護者の同伴が必要です。 ※健康には十分注意して参加してください。

参加を希望する方は、

保健福祉課健康づくり係(地域福祉セン ター内) へお申し込みください。

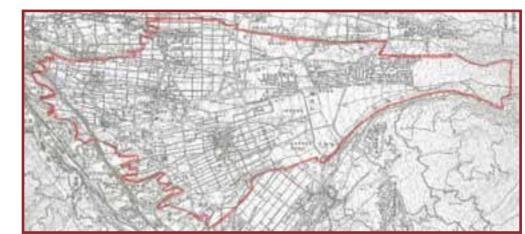
申込締切: 4月22日(火)

電話、又はFAXでのお申込みの場合は、 氏名・住所・電話番号・年齢をお知らせ ください。

問・申込先 保健福祉課健康づくり係 電話79-7092 FAX79-7093

実施期間: 3月31日までの土曜日、日曜日、祝日

有害鳥獣の駆除を次の範囲で行います。有害鳥獣駆除は、農作物や生活環境を守るための大切な作業です。 人手を掛けて、追い払いなどを行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。



茅野警察署 原村警察官駐在所

電話82-0110 電話79-2806

諏訪地方事務所林務課 農林商工観光課農村整備係 電話57-2919 電話79-7932